

議案第125号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市民館条例の一部を改正する条例

川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的及び設置）」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「行ない」を「行い」に、「ことを目的とする」を「ため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する」に改める。

第2条第1項中「川崎市市民館（以下「市民館」という。）」を「市民館」に改める。

第3条中「事業を行なう」を「事業を行う」に改め、同条第5号及び第6号中「行なう」を「行う」に改め、同条第8号中「設備」の次に「（以下「施設等」という。）」を加える。

第4条中「市民館」の次に「（次条第1項に規定する指定管理者が管理を行う市民館を除く。）」を加え、同条の次に次の4条を加える。

（指定管理者）

第4条の2 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」

という。)に市民館(川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館に限る。以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。)の管理を行わせる。

- (1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条の3 指定管理者は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会規則の規定に従い、市民館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条の4 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の市民館の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第4条の5 市民館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	(1) 毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日の直後の休日でない日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
-------------------------

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、市民館の利用時間を変更し、又は市民館を臨時に開館し、若しくは休館することができる。

第5条の見出しを「(利用許可)」に改め、同条中「施設及び設備を使用しよう」を「施設等を利用しよう」に、「教育委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会(指定管理者が管理を行う市民館にあつては、指定管理者。次条から第10条までにおいて同じ。)」に改める。

第7条中「者は」を「者については」に、「断わり」を「断り」に改める。

第8条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「施設及び設備の使用」を「施設等の利用」に改め、同条第1号中「施設及び設備をき損する」を「施設等を毀損する」に改め、同条第3号中「使用」を「利用」に改める。

第9条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「一に」を「いずれかに」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第1号中「使用目的」を「利用の目的」に改め、同条第3号中「使用できなくなった」を「利用できなくなった」に改め、同条第5号中「規則」の次に「若しくは教育委員会規則」を加える。

第10条の見出し中「施設及び設備」を「施設等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「施設及び設備」を「施設等」に、「使用にあたって」を「利用に当たって」に改める。

第11条第1項中「使用者」を「利用者」に、「の施設及び設備の使用」を「(指定管理者が管理を行う市民館を除く。)の施設等の利用」に、「別表」を「、別表第1」に改め、「使用料」の次に「(設備については、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料)」を加え、同条第2項ただし書

中「委員会」を「市長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第11条の2 利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第13条第1項中「委員会」を「市長（指定管理者が管理を行う市民館にあっては、指定管理者。次項において同じ。）」に、「行なうにあたって」を「行うに当たって」に改め、同条第2項中「委員会がそのつど」を「市長がその都度」に改める。

第14条の見出し中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同条中「委員会」を「市長」に改め、「、第11条に定める使用料について」を削り、「これ」を「第11条第1項に規定する使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第15条の見出し中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同条中「既納の」を「既に支払われた」に改め、同条ただし書中「委員会」を「市長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

第16条の見出し中「使用权」を「利用権」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「施設及び設備を使用する」を「施設等を利用する」に改める。

第17条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「施設及び設備を使用しなければ」を「施設等を利用しなければ」に改める。

第18条中「使用者が」を「利用者は」に、「施設及び設備」を「施設等」に、「使用を」を「利用を」に、「使用許可」を「利用許可」に改める。

第19条中「第9条第4号」を「市及び指定管理者は、第9条第4号」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「市は、その責」を「その責め」に改める。

第20条中「使用者」を「利用者」に、「施設及び設備」を「施設等」に改め、同条ただし書中「委員会」を「市長」に改める。

第21条中「委員会が」を「規則及び教育委員会規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

1 施設使用料

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	幸 宮前 多摩 麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
		幸 多摩	560円	1,230円	1,680円	3,470円
			1,120円	2,460円	3,360円	6,940円
種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時

会議室	大会議室	幸 宮前 多摩 麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第2会議室	幸 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3会議室	幸 宮前 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第4会議室	幸 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第6会議室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
岡上		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
音楽室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
和室	幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
	日吉	670円	780円	1,120円	2,570円	

教養室		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	料理室	幸 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室	幸 宮前 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	視聴覚室	宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第4学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室	幸 宮前 多摩	330円	560円	1,120円	2,010円	
	麻生	440円	780円	1,340円	2,560円	
	岡上	220円	330円	670円	1,220円	

備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（3

0分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間区分における施設使用料の2割(1円未満の端数は、切り捨てる。)を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。

3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

## 2 設備使用料

種 別	単 位	金 額
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1室、1キロワットその他1単位 1回	5,600円

備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。



3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条の2関係）

1 施設利用料

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		高津	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル室	高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大会議室	高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第3会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第4会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第6会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	

教養室	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		橘	670円	780円	1,120円	2,570円
	料理室	中原 高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	視聴覚室	中原 高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	第1学習室	橘	670円	780円	1,120円	2,570円
	第2学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室	中原 高津	440円	780円	1,340円	2,560円	

- 備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。
- 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合

を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。

入場料金	増額の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

- 4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場合において、前項の規定は、適用しない。

## 2 設備利用料

種 別	単 位	金 額
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワット その他1単位 1回	5,600円

備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。

- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

- 3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条の次に4条を加える改正規定（第4条の2（指定管理者に川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館の管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）及び第21条の改正規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第4条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

中原市民館、高津市民館及び高津市民館橘分館の管理を指定管理者に行わせることとし、並びに利用料金制を導入すること等のため、この条例を制定するものである。